

女性相談支援センター多摩支所会計年度任用職員募集要項

項 目	内 容
職名・募集人数	看護職員（女性相談支援センター） 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター多摩支所
職務内容	女性相談支援センターにおける看護業務
応募資格・求められる能力	次の（1）から（4）の要件を満たす方 （1）保健師助産師看護師法に基づく看護師免許を有する者 （2）女性相談支援に理解と関心があり、相談者の状況に対し適切に対応する応用力や判断力を有する者 （3）Excel、Word等を使ったデータ入力・資料作成・整理、電子メールの操作、インターネットによる情報収集等、基本的なパソコン操作ができる者 （4）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月16日（土・日・祝日を除く）
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 又は 午前9時から午後5時45分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	正午から午後1時まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 240,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※ 原則として毎月15日に支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険の適用あり (一定の要件を満たした場合)
応募方法等	<p>(1) 応募方法 次のア及びイを(2)の宛先へ提出してください。原則として郵送。持参の場合は、以下宛先へ直接持込みしてください。 なお、提出された申込書類は、返却いたしませんので御了承ください。</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書(別紙) ※ 正面顔写真を貼付してください。 ※ 電話番号欄には、日中連絡できる電話番号を記載してください。</p> <p>イ 返信用封筒(定型郵便用・切手110円分貼付・宛名・住所記載済みのもの。第一次選考の結果通知の際に使用)</p> <p>(2) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当 ※ 封筒に赤字で「<u>女性相談支援センター多摩支所(看護職員)申込</u>」と明記してください。</p> <p>(3) 提出期限 令和8年3月12日(木曜日) 17時必着(郵送・持込みいずれの場合も)</p>
選考方法及び日程	<p>(1) 第一次採用選考 申込書による書類選考</p> <p>(2) 第二次採用選考 第一次採用選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接</p> <p>ア 面接選考予定日 令和8年3月下旬予定</p> <p>イ 面接選考会場等 日時、選考会場等の詳細については、第一次採用選考合格者に対し別途通知</p> <p>(3) 合格者の決定通知送付予定日 合否にかかわらず、申込者全員に郵送で通知</p> <p>ア 第一次採用選考合格者 令和8年3月18日(水曜日) 発送予定</p> <p>イ 第二次採用選考合格者 令和8年3月下旬発送予定</p>
問合せ	東京都女性相談支援センター多摩支所 電話:(042)524-1048

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。